

最低制限価格算定方法の変更について (H 2 8 . 5)

建設工事及び測量調査設計業務の最低制限価格・低入札価格調査基準の算定方法を下記のとおり変更します。

記

1. 変更内容

- (1) 「一般土木工事（上水道工事）」の区分を廃止
- (2) 「上水道機械設備工事」の算定式を変更
現場管理費の箇所を（設計技術費＋現場管理費＋据付間接費）に変更
- (3) 算定率の見直し

【建設工事】①～⑨全ての算定式

「共通仮設費」	90%を95%に変更
「現場管理費」	80%を90%に変更
「一般管理費」	55%を65%に変更
「機器費」「機器単体費」	85%を87.5%に変更

【測量調査設計業務】

①測量業務：「諸経費」	50%を55%に変更
②設計業務：「一般管理費等」	30%を45%に変更
③設計業務（技術経費計上）：「諸経費」	50%を55%に変更
④地質調査業務：「諸経費」	30%を45%に変更
「解析等調査業務費」	70%を80%に変更

2. 施工期日

平成28年6月1日（同日以降に公告・指名する工事等から適用）

※6月以降の公告分から改正後の算定式になりますので、ご注意ください。

適用の例	5月	6月
改正前の算定式	5/31 公告	6/16 入札
改正後の算定式		6/7 公告 6/23 入札

3. 改正後の要領

別添「最低制限価格制度運用要領」のとおり

※低入札価格調査基準価格の算定方法は、最低制限価格と同じです。